

○今治市障害者福祉センター条例施行規則

平成17年 1月16日

規則第109号

改正 平成19年 3月30日規則第 4号

平成20年 9月30日規則第51号

平成28年 3月17日規則第26号

令和 3年 3月19日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、今治市障害者福祉センター条例（平成17年今治市条例第147号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 今治市障害者福祉センター（以下「障害者センター」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(開館時間)

第3条 障害者センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

第4条 削除

(利用許可の申請等)

第5条 条例第3条の3の規定により、障害者センターの利用許可を受けようとする者は、障害者福祉センター利用許可申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、市長が特に必要と認めるときは、医師意見書（紹介状）（別記様式第2号）を添付させることができる。

- 2 市長は、障害者センターの利用を許可するときは障害者福祉センター利用許可書（別記様式第3号）により、申請を却下するときは障害者福祉センター（利用申請却下・利用許可取消し・利用停止・その他処分）通知書（別記様式第4号）により申請者に通知する。
- 3 市長は、条例第4条の規定により許可を取り消し、又は利用の停止その他の処分をしたときは、障害者福祉センター（利用申請却下・利用許可取消し・利用停止・その他処分）通知書により相手方に通知する。

(退所届)

第6条 障害者センターの利用を取りやめようとする者は、障害者福祉センター退所届（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（使用許可の申請等）

第7条 条例第5条の規定により、障害者センターの使用許可を受けようとする者は、障害者福祉センター使用許可申請書（別記様式第6号）を市長に提出して、障害者福祉センター使用許可書（別記様式第7号。以下「許可書」という。）の交付を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、障害者センターが行う事業に参加しようとする者には適用しない。

3 個人で機能回復訓練室を使用しようとする者（以下「個人使用者」という。）は、機能回復訓練室使用申込簿（別記様式第8号）への記入により、第1項の申請及び許可に代えることができる。

（許可書の提示）

第8条 使用の許可を受けた者（次条において「使用者」という。）が障害者センターを使用するときは、係員に許可書を提示し、その指示を受けなければならない。

（使用終了の届出）

第9条 使用者は、その使用を終えたときは、係員に届け出て、使用施設、器具等の点検を受けなければならない。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、障害者センターに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年1月16日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の今治市障害者福祉センター条例施行規則（昭和57年今治市規則第20号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

（読替規定）

3 条例第10条の規定により障害者福祉センターの管理を指定管理者に行わせた場合において、第2条から第7条まで（第4条を除く。）の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用する。

（様式の特例）

4 条例第10条の規定により障害者福祉センターの管理を指定管理者に行わせた場合において、

別記様式第1号から別記様式第8号までの様式は、これらを標準として指定管理者が別に定める。

附 則（平成19年3月30日規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日規則第51号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び次項の規定は、平成21年4月1日から施行する。

（今治市長の事務部局に勤務する職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務条件に関する規則の一部改正）

- 2 今治市長の事務部局に勤務する職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務条件に関する規則（平成17年今治市規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表今治市障害者福祉センターの項を削る。

附 則（平成28年3月17日規則第26号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月19日規則第11号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

（宛先）今治市長

障害者福祉センター利用許可申請書

次のとおり、障害者福祉センターを利用したいので、（医師の意見書（紹介状）を添付して）申請します。

利用希望者	ふりがな		生年月日	年 月 日（歳）
	氏名			
	住所	郵便番号 — 今治市	自宅 電話番号	市外局番 () —

家族の状況	氏名	続柄	生年月日	職業	備考
緊急連絡先	氏名	続柄	生年月日	住所及び連絡先（電話番号）	
				住所 (電話)	
				住所 (電話)	

年 月 日

申請者氏名

保護者氏名

※申請者が保護者の場合は保護者氏名欄は記載不要

別記様式第2号（第5条関係）

障害者福祉センターの利用に係る医師意見書(紹介状)

障害者福祉センターの利用希望者	住 所	今治市		
	ふりがな			
	氏 名			生年月日 年 月 日
障害名	①主たる障害			
	②従たる障害			
	③身体合併症			
病 歴	入院	なし ・ 過去 回程度(通算 年位)		
		前回入院期間		年 月～ 年 月
	通院	1 箇月当たり 日位通院(直近について記載)		
服 薬	1 日 回(朝・昼・夜・就寝前・その他) 服薬内容			
障害者福祉センター利用時の留意事項	共同作業について	1 可能 2 条件が整えば可能 ()		
	生活指導の必要性について	1 特になし 2 時々必要 3 ほとんど必要 必要事項 ()		
	利用日数や間隔についての意見			
その他参考となる意見				
年 月 日				
医療機関所在地 名 称 電話番号 医師氏名 印				

別記様式第3号（第5条関係）

今治市指令記号第 号
年 月 日

様

障害者福祉センター利用許可書

次の者の利用を許可します。

利用者	番 号	
	住 所	今治市
	ふりがな	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
利用開始年月日	年 月 日 午(前・後) 時 分 から	
利用に際しての 注意事項	<ol style="list-style-type: none">センター内では職員の指導に従ってください。センター内の規律を守り、他の利用者と仲良くしてください。休む場合は、必ず連絡をしてください。交通安全には十分注意してください。センターの目的や管理上支障を来すことが起きた場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することがあります。休所が1年間以上に及ぶ場合は、再度医師の意見書を求めることがあります。 <p>年 月 日</p> <p>今治市長 印</p>	

別記様式第4号（第5条関係）

今治市指令記号第 号
年 月 日

様

今治市長 印

障害者福祉センター（利用申請却下・利用許可取消し・利用停止・その他処分）通知書

年 月 日付けで申請のあった障害者福祉センターの利用について、次のとおりとしたので通知します。

利用対象者の氏名	
通知内容 (○印の箇所)	1 利用申請却下 2 利用許可取消し 3 利用停止 4 その他 ()
理由	
備考 その期間など	

教示

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、書面で今治市長に対して審査請求をすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、今治市を被告とし（訴訟においては今治市長が市の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを行うことができなくなります。

別記様式第5号（第6条関係）

障害者福祉センター退所届

年 月 日

（宛先）今治市長

住所

氏名

次のとおり障害者福祉センターを退所しますので届け出ます。

退所者氏名	
生年月日	年 月 日（ 歳）
退所年月日	年 月 日
退所理由	

別記様式第7号(第7条関係)

障害者福祉センター使用許可書

今治市長 印

次のとおり許可します。

年 月 日

申請者	(団体名)	住所..... 氏名..... 電話() —
使用の日時	年 月 日 曜日 前後 時 分～ 前後 時 分	室名
使用の目的		備品等
予定人員	人	
備考		
許可条件		

別記様式第1号（第5条関係）

別記様式第2号（第5条関係）

別記様式第3号（第5条関係）

別記様式第4号（第5条関係）

別記様式第5号（第6条関係）

別記様式第6号（第7条関係）

別記様式第7号（第7条関係）

別記様式第8号（第7条関係）